

速習！情報 ～共通テスト対策講座～

知的財産

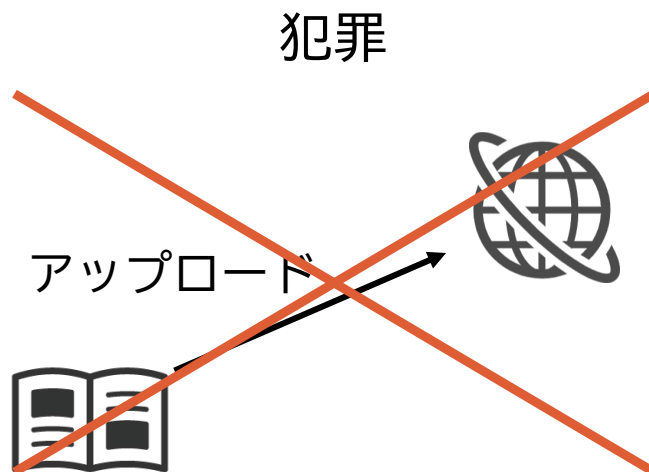
**産業財産権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権
著作権、著作人格権、著作隣接権
著作権の例外規定、クリエイティブ・コモンズ**

知的財産

赤字：用語も意味も理解が必要、緑字：意味や概念の理解が必要








知的財産権には、技術やデザインの産業財産権、著作物の著作権がある

知的財産権：文章、音楽、プログラム、発明など知的創作をした際に創作者に一定期間与えられる権利



知的財産権には、技術やデザインの産業財産権、著作物の著作権がある

知的財産権：文章、音楽、プログラム、発明など**知的創作**をした際に創作者に**一定期間**与えられる権利

名称	説明
産業財産権	<p>産業に関する技術やデザインなどについての権利 特許庁に出願して認められると権利が得られる方式主義</p> <p>電池の小型化の発明  模様や色彩などのデザイン</p> <p>ボタンの配置や構造の工夫  商品名やロゴ</p>
著作権	<p>小説、音楽、動画など著作物に関する権利 出願不要で、創作時点で権利が発生する無方式主義</p> <p>      </p>

産業財産権には発明の特許権、名称やロゴの商標権などがある

知的財産権：文章、音楽、プログラム、発明など**知的創作**をした際に創作者に**一定期間**与えられる権利

名称	説明	保護期間
産業財産権	産業に関する 技術やデザイン などについての権利 特許庁 に出願して認められると権利が得られる 方式主義	
特許権	発明（高度な技術的アイデア）に関する権利	出願から20年
実用新案権	モノの形状や構造などの技術的アイデアに関する権利	出願から10年
意匠権	物品のデザインに関する権利	出願から25年
商標権	名称・ロゴなど識別力をもつ文字、図形などに関する権利	登録から10年(更新可能)

特許権

電池の小型化の発明

実用新案権

ボタンの配置や構造の工夫



意匠権


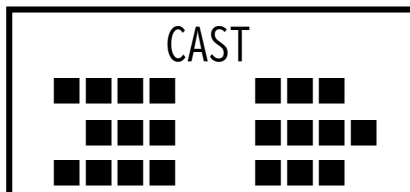
模様や色彩などのデザイン

商標権

商品名やロゴ

著作権では無断でのコピー、ネット配信、変更などを禁止している

著作権：文章、音楽、コンピュータプログラムなど思想や感情を創作的に表現した**著作物**に関する権利

名称	説明
著作権	小説、音楽、動画など 著作物 に関する権利。 著作権法 で定められる
著作権(財産権)	<p>著作者の財産的利益を保護する権利。他人に譲渡可能で権利者を著作権者という</p> <p>著作権(財産権)侵害</p> 
著作者人格権	<p>著作者の人格的利益を保護する権利。著作者本人のみがもつ</p> 
著作隣接権	俳優、放送事業者など著作物の 伝達者 がもつ権利

著作権では無断でのコピー、ネット配信、変更などを禁止している

著作権：文章、音楽、コンピュータプログラムなど思想や感情を創作的に表現した**著作物**に関する権利

名称	説明
著作権	小説、音楽、動画など 著作物 に関する権利。 著作権法 で定められる
著作権(財産権)	著作者の財産的利益 を保護する権利。 他人に譲渡可能 で権利者を 著作権者 という
複製権	無断コピーをさせない権利
公表送信権	無断で公衆に送信させない権利
翻訳権・翻案権	無断で作り変えさせない権利
著作者人格権	著作者の人格的利益 を保護する権利。 著作者本人のみがもつ
公表権	無断で著作物を公表させない権利
氏名表示権	著作物公表時の氏名表示の有無、表示時の表示方法(実名/変名)を決める権利
同一性保持権	無断で著作物の内容を変更させない権利
著作隣接権	俳優、放送事業者など著作物の 伝達者 がもつ権利

著作権には例外規定があり、条件を満たす引用などは無断で行ってよい





著作権の例外規定：以下の場合などは、例外的に著作権者などに無断で著作物を利用してよい

- **引用** …出典明記、引用部分は全体の一部、ほかの部分との区別、改変禁止
- 営利を目的としない上映 …非営利目的、無料、無報酬
- 私的利用のための複製
- 教育機関や図書館での複製

自分の著作物を社会全体の創造的活動に利用してもらおうとする動きがある

クリエイティブ・コモンズ(CC)という組織が、著作物に対して利用条件を示すことを提案している

- 以下のような表示条件に沿って利用許可するものを、**クリエイティブ・コモンズ・ライセンス**という

マーク	条件	内容
	BY：表示	利用時に著作者などの表示が必要
	NC：非営利	営利目的での利用を禁止
	ND：改変禁止	著作物の改変を禁止
	SA：継承	改変自由だが、同じライセンスを引き継ぐこと

← CCでは必須条件

この2つは同時に設定できない

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示例

	改変OK	改変OKだが継承	改変NG
営利利用OK			
営利利用NG			

「知的財産」の要点

「知的財産」の要点1

知的財産権：文章、音楽、プログラム、発明など**知的創作**をした際に創作者に**一定期間**与えられる権利

名称	説明	保護期間
産業財産権	産業に関する 技術やデザイン などについての権利 特許庁 に出願して認められると権利が得られる 方式主義	
特許権	発明（高度な技術的アイデア）に関する権利	出願から20年
実用新案権	モノの形状や構造などの技術的アイデアに関する権利	出願から10年
意匠権	物品のデザインに関する権利	出願から25年
商標権	名称・ロゴなど識別力をもつ文字、図形などに関する権利	登録から10年(更新可能)
著作権	小説、音楽、動画など 著作物 に関する権利 出願不要で、創作時点で権利が発生する 無方式主義	
著作権(財産権)	著作者の財産的利益 を保護する権利。 他人に譲渡可能	著作者の死後70年
著作者人格権	著作者の人格的利益 を保護する権利。 著作者本人のみがもつ	著作者の死後消滅
著作隣接権	俳優、放送事業者など著作物の 伝達者 がもつ権利	

「知的財産」の要点2

著作権：文章、音楽、コンピュータプログラムなど思想や感情を創作的に表現した**著作物**に関する権利

名称	説明
著作権	小説、音楽、動画など 著作物 に関する権利。 著作権法 で定められる
著作権(財産権)	著作者の財産的利益 を保護する権利。 他人に譲渡可能 で権利者を 著作権者 という
複製権	無断コピーをさせない権利
公表送信権	無断で公衆に送信させない権利
翻訳権・翻案権	無断で作り変えさせない権利
著作者人格権	著作者の人格的利益 を保護する権利。 著作者本人のみがもつ
公表権	無断で著作物を公表させない権利
氏名表示権	著作物公表時の氏名表示の有無、表示時の表示方法(実名/変名)を決める権利
同一性保持権	無断で著作物の内容を変更させない権利
著作隣接権	俳優、放送事業者など著作物の 伝達者 がもつ権利

「知的財産」の要点3

著作権の例外規定：以下の場合などは、例外的に著作権者などに無断で著作物を利用してよい

- **引用** …出典明記、引用部分は全体の一部、ほかの部分との区別、改変禁止
- 営利を目的としない上映 …非営利目的、無料、無報酬
- 私的利用のための複製
- 教育機関や図書館での複製

クリエイティブ・コモンズ(CC)という組織が、著作物に対して利用条件を示すことを提案している

- 以下のような表示条件に沿って利用許可するものを、**クリエイティブ・コモンズ・ライセンス**という

マーク	条件	内容
Ⓘ	BY：表示	利用時に著作者などの表示が必要
Ⓝ	NC：非営利	営利目的での利用を禁止
Ⓔ	ND：改変禁止	著作物の改変を禁止
Ⓒ	SA：継承	改変自由だが、同じライセンスを引き継ぐこと

← CCでは必須条件

この2つは同時に設定できない